

亀山市告示第123号

平成24年3月30日付け亀山市告示第94号で定めた特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準（昭和43年厚生省・建設省告示第1号）別表第1号及び振動規制法施行規則（昭和51年総理府令第58号）別表第1付表第1号の規定により市長が指定する区域の一部を次のように改正し、公表の日から施行する。

平成27年5月29日

亀山市長 櫻井 義之

告示中「図書館並びに」を「図書館、」に改め、「特別養護老人ホーム」の次に「並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園」を加える。